

大通達甲（広報）第3号  
令和3年2月26日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部広報課長  
交通部高速道路交通警察隊長 殿  
各警察署長

警 務 部 長

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要綱の改正について（通達）

犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。）に対する犯罪被害者等の氏名等に関する情報の提供については、「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要綱の改正について」（平成29年7月28日付け大通達甲（広報）第8号）に基づき実施しているところであるが、この度、事件管理総合システムの更新整備等に伴い、別添のとおり「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要綱」を改正し、令和3年3月1日から運用することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）

## 別添

### 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下「早期援助団体」という。）に対する犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の氏名等に関する情報の提供（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 対象事件

情報提供を行う事件は、指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱（令和3年2月26日付け大通達甲（広報）第2号ほか別添。以下「支援要員要綱」という。）第2(1)に規定する対象事件のほか、早期援助団体による援助が必要と認められる事件とする。

#### 3 提供する情報の内容

早期援助団体に提供する情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等
- (2) 犯罪被害の概要（発生日時、場所、被害程度、被害内容等）

#### 4 情報提供の実施

- (1) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、情報提供の対象事件が発生した場合は、当該事件の被害状況、犯罪被害者等の心身の状態等について検討し、早期援助団体による支援が必要と認めるときは、犯罪被害者等に対し、早期援助団体による支援及び早期援助団体に対する情報提供について説明すること。
- (2) 犯罪被害者等が早期援助団体による支援を求めた場合は、情報提供同意書（第1号様式。以下「同意書」という。）により、情報提供について同意を得ること。
- (3) 前記(2)の同意を得た署長等は、提供する情報の内容について、警務部広報課長（以下「広報課長」という。）と調整の上、情報提供票（第2号様式）により、早期援助団体に対して情報提供を行うこと。この場合において、情報提供を行った署長等は、広報課長に同意書の写しを送付すること。

#### 5 情報提供における留意事項

- (1) 犯罪被害者等が未成年又は適切な判断ができない状態にある場合で必要と認めるときは、法定代理人である親権者等に対し、早期援助団体による支援及び早期援助団体に対する情報提供について説明し、親権者等が早期援助団体による支援を求めた場合は、同意書により情報提供について同意を得ること。
- (2) 早期援助団体に対する情報提供について説明を行う場合は、早期援助団体が都道府県公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及び職員に守秘義務が課せられていること、早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容及び犯罪被害者等に関する情報を早期援助団体に提供する理由を説明すること。
- (3) 犯罪被害者等が情報提供に対する希望の有無を保留した場合は、後日意向を確認すること。

また、被害直後の早期段階においては、犯罪被害者等が早期援助団体による支援を求

めなかった場合でも、被害者連絡を担当する捜査員、指定被害者支援要員（支援要員要綱第4に規定する指定被害者支援要員をいう。）等が犯罪被害者等の状態から早期援助団体による支援が必要と認めるときは、適切な時期に、改めて早期援助団体による支援について説明すること。

- (4) 同一の犯罪被害者等に関する情報を2回以上にわたり早期援助団体に提供する場合は、提供する情報ごとに、その都度、当該犯罪被害者等から同意書により情報提供について同意を得ること。
- (5) 犯罪被害者等から情報提供について同意を得たにもかかわらず同意書を徴することができない場合は、同意を得た状況、同意書を徴することができなかった状況等を情報提供票の参考事項欄に記載した上で、早期援助団体に対して情報提供を行うこと。
- (6) 早期援助団体に対して情報提供を行う場合は、当該犯罪被害者等の情報提供を受理する担当者以外の者が情報を知り得るような方法で行わないこと。

なお、情報提供に際しては、逐次、身分を示す証票等により相手方の身分を確認すること。

## 6 支援状況の管理

署長等は、早期援助団体と連携して犯罪被害者等に対する的確な支援に努めるとともに、早期援助団体の支援状況について、随時確認の上、事件管理総合システム（事件管理総合システム運用要領（令和3年2月26日付け大通達甲（刑企）第1号ほか別添）に定めるシステムをいう。）の犯罪被害者支援業務機能により適正に管理すること。

## 7 報告

署長等は、次に掲げる場合は、速やかにその内容を広報課長に報告すること。

- (1) 早期援助団体から犯罪被害者等への援助について協力要請があったとき。
- (2) 早期援助団体から犯罪被害者等への援助を終了した旨の連絡を受けたとき。
- (3) 早期援助団体による援助に対し、犯罪被害者等から苦情を受けたとき。
- (4) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (5) 他の都道府県警察から情報提供に関する問い合わせ等を受けたとき。
- (6) その他早期援助団体による援助に関し特異な事項を把握したとき。

## 8 その他

情報提供について疑義が生じた場合は、広報課長と協議すること。

### 附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

## 情報提供同意書

殿

私は、この度の被害について支援を受けるために必要な情報を

- 公益社団法人 大分被害者支援センター  
 その他（ ）

に対して提供することに同意します。

年 月 日

【犯罪被害者等（被害者との関係： ）】

住 所

フリガナ  
氏 名

【代理人等（被害者との関係： ）】

住 所

フリガナ  
氏 名

※該当する□欄にレ点を付してください。

第2号様式

● ● ● ● 第 号  
● ● 年 月 日

(早期援助団体) 殿

(所属長)

情報提供票				
情報提供所属				
情報提供担当者		課	係 階級 氏名	
情報提供日時				
早期援助団体名 及び情報受理者		早期援助団体名		
		情報受理者		
提供 する 情報	支援を受ける 犯罪被害者等の 氏名及び連絡先等	住所		
		職業		
		氏名		
		生年月日	( 歳)	
		連絡先		
		※犯罪被害者との関係		
	犯罪被害者の 氏名及び 連絡先等	住所		
		職業		
		氏名		
		生年月日	( 歳)	
		連絡先		
	発生日時			
	発生場所			
	事案の概要			
犯罪被害者等が 要請する支援の内容				
参考事項				
事務取扱者				

(注) 参考事項欄に、警察において既に行った支援の内容を記載すること。